

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大竹市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をとり、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

母子保健事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特殊個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記載された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

## 評価実施機関名

広島県大竹市長

## 公表日

令和8年3月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務											
①事務の名称	母子保健事務										
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。</p> <p>母子保健の適正かつ効率的な執行のため、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <table border="0"><tr><td>①母子保健法による保健指導</td><td>⑥妊産婦の訪問指導</td></tr><tr><td>②新生児等の訪問指導</td><td>⑦低体重児の届出</td></tr><tr><td>③健康診査</td><td>⑧未熟児の訪問指導</td></tr><tr><td>④妊娠届出</td><td>⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給</td></tr><tr><td>⑤母子健康手帳の交付</td><td>⑩産後ケア事業</td></tr></table> <p>【ぴったりサービス】 マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。</p>	①母子保健法による保健指導	⑥妊産婦の訪問指導	②新生児等の訪問指導	⑦低体重児の届出	③健康診査	⑧未熟児の訪問指導	④妊娠届出	⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	⑤母子健康手帳の交付	⑩産後ケア事業
①母子保健法による保健指導	⑥妊産婦の訪問指導										
②新生児等の訪問指導	⑦低体重児の届出										
③健康診査	⑧未熟児の訪問指導										
④妊娠届出	⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給										
⑤母子健康手帳の交付	⑩産後ケア事業										
③システムの名称	・健康管理システム ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能、申請管理システム										
2. 特定個人情報ファイル名											
母子保健システム											
3. 個人番号の利用											
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の70項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令第40条 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条の第1号から第12号										
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携											
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>										
②法令上の根拠	<p>【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の95の項</p> <p>【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の95の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の95の2項</p>										
5. 評価実施機関における担当部署											
①部署	大竹市 健康福祉部 保健医療課										
②所属長の役職名	保健医療課長										
6. 他の評価実施機関											

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大竹市 総務部 企画財政課 情報政策係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-28-0074)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大竹市 健康福祉部 保健医療課 保健予防係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2140)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・入力内容については、ダブルチェックを徹底している。 ・離席時は、システム画面が表示された状態にならないようにする。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザ認証の管理を徹底しており、アクセス権限の発効・失効の管理やアクセス権限の管理も徹底しているため十分であると考えている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会健康課長 政岡 修	社会健康課長 野島 等	事後	人事異動により
平成28年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成28年4月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成29年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	大竹市 健康福祉部 社会健康課	大竹市 健康福祉部 保健医療課	事後	機構改革により
平成29年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	社会健康課長 野島 等	保健医療課長 野島 等	事後	機構改革により
平成29年5月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大竹市 総務部 企画財政課 広報統計係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2124)	大竹市 総務部 企画財政課 情報広聴係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2124)	事後	機構改革により
平成29年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大竹市 健康福祉部 社会健康課 保健予防係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2140)	大竹市 健康福祉部 保健医療課 保健予防係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2140)	事後	機構改革により
平成29年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成29年5月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成30年5月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健医療課長 野島 等	保健医療課長 松重 幸恵	事後	人事異動により
平成30年5月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成30年5月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
平成30年5月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	新規項目
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策 2. 特定個人情報の入手	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策 3. 特定個人情報の使用(2項目)	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託	—	[○]委託しない	事後	新規項目
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	新規項目
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策 8. 監査	—	[○]自己点検	事後	新規項目
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	新規項目
令和2年8月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和2年8月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和2年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号表第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし(母子保健事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【別表第二における情報照会の根拠】 70の項	・番号表第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 69の2項 【別表第二における情報照会の根拠】 70の項	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和2年8月31日	IVリスク対策 4. 特定個人情報 ファイルの取扱の委託	[○]委託しない	委託する	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和3年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。 母子保健の適正かつ効率的な執行のため、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①母子保健法による保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。 母子保健の適正かつ効率的な執行のため、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①母子保健法による保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩産後ケア事業	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和3年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	・健康管理システム ・中間サーバー	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和3年12月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和4年7月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	大竹市 総務部 企画財政課 情報広聴係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2124)	大竹市 総務部 企画財政課 情報政策係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-28-0074)	事後	機構改革に係る内容の修正
令和4年7月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年7月27日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和4年7月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年7月27日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和5年8月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・健康管理システム ・中間サーバー	・健康'管理システム ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和5年8月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健医療課長 松重 幸恵	保健医療課長	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和5年8月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月27日 時点	令和5年8月18日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和5年8月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月27日 時点	令和5年8月18日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。 母子保健の適正かつ効率的な執行のため、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①母子保健法による保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩産後ケア事業	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。 母子保健の適正かつ効率的な執行のため、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①母子保健法による保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩産後ケア事業 【びったりサービス】 マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和6年7月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条の第1号から第11号	・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条の第1号から第12号	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和6年7月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号表第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】69の2項 【別表第二における情報照会の根拠】70の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38の3第1号から第7号	・番号表第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】69の2項 【別表第二における情報照会の根拠】70の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38の3第1号から第8号	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和6年7月17日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年8月18日 時点	令和6年7月17日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年8月18日 時点	令和6年7月17日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和8年2月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。</p> <p>母子保健の適正かつ効率的な執行のため、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①母子保健法による保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩産後ケア事業</p> <p>【びったりサービス】 マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。</p>	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務である。</p> <p>母子保健の適正かつ効率的な執行のため、母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①母子保健法による保健指導 ②新生児等の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠届出 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩産後ケア事業</p> <p>【びったりサービス】 マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。</p>	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和8年2月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<p>・番号法第9条第1項 別表第一 49の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令第40条 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条の第1号から第12号</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表の70項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令第40条 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条の第1号から第12号</p>	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】69の2項 【別表第二における情報照会の根拠】70の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38の3第1号から第8号	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の95の項 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の95の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の95の2項	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和8年2月5日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	新規項目
令和8年2月5日	IVリスク対策 9. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	—	・入力内容については、ダブルチェックを徹底している。 ・離席時は、システム画面が表示された状態にならないようにする。	事後	新規項目
令和8年2月5日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新規項目
令和8年2月5日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である	事後	新規項目
令和8年2月5日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	ユーザ認証の管理を徹底しており、アクセス権限の発効・失効の管理やアクセス権限の管理も徹底しているため十分であると考えている。	事後	新規項目